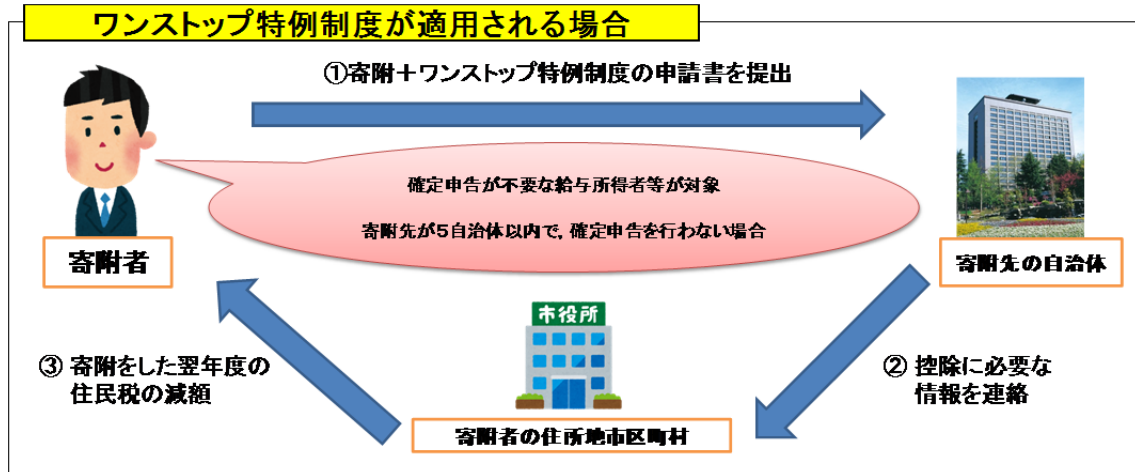


寄附金控除「ワンストップ特例制度」について

1. ワンストップ特例制度の概要

ワンストップ特例制度とは、寄附金控除の申告を簡素化した特例制度です。

確定申告の不要な給与所得者等が自治体への寄附を行う場合、寄附先に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けることができます。（平成27年4月1日以降の寄附が対象です。）



2. ワンストップ特例制度を利用できる方

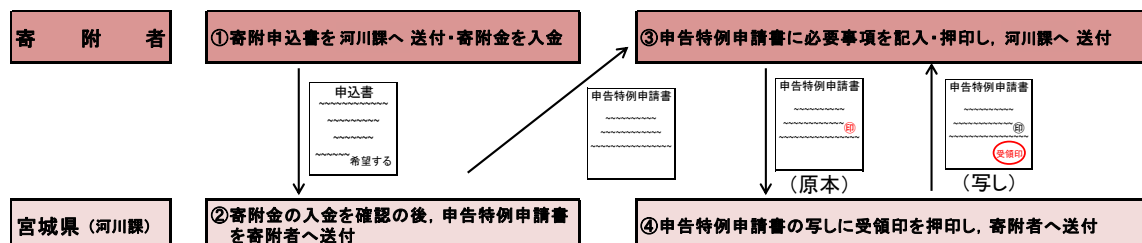
- ・ 確定申告が不要な個人の方
(※給与所得が2,000万円を超える方、寄附金控除以外の医療費控除等を受ける方等は確定申告が必要です。)
- ・ 寄附先が5自治体以内の方

3. 手続きの方法（貞山運河への桜植樹に係る寄附金）

特例制度の適用を受けるには、申告特例申請書の提出が必要です。

以下、寄附金でワンストップ特例制度を利用する場合の手続きです。

- ①寄附申込書の「ワンストップ特例制度の利用希望」欄で「希望する」を選択してください。
- ②河川課から申告特例申請書と返送用封筒を送付します。
- ③申告特例申請書に必要事項を記入・押印し、返送用封筒に切手を貼付の上、原本を宮城県土木部河川課あて郵送してください。
(※複数回寄附を行う場合は、寄附の都度、申告特例申請書の提出が必要です)
- ④申告特例申請書の写しに河川課受領印を押印し、控えとして御寄附いただいた方へ送付します。



4. ワンストップ特例制度に関する注意事項（Q&A）

（特例制度の適用範囲）

Q 1 平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日にした寄附についても対象になるのか。

A 1 ワンストップ特例制度は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行う寄附が対象となります。平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに寄附を行っている方で、平成 27 年中の寄附全てについて控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。

（寄附金控除の内訳）

Q 2 ワンストップ特例制度により控除される税金は何か。

A 2 ワンストップ特例制度の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、寄附を行った翌年の 6 月以降に支払う住民税から所得税の控除相当額が控除されます。そのため、所得税控除による還付を希望される場合は、確定申告を行う必要があります。

（申請がなかったものとみなされる場合）

Q 3 特例制度を申請したものの、適用条件から外れてしまった場合はどうなるのか。
（例：寄附金控除以外で確定申告が必要となった場合、6 自治体以上に寄附した場合等）

A 3 ワンストップ特例制度を申請したものの、適用条件から外れている場合は、特例制度の申請がなかったものとみなされます。そのため、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。申告漏れに御注意ください。